

報告資料 9

登録文化財制度の創設に関する答申について

昭島市文化財保護審議会条例（昭和 51 年条例第 32 条）第 2 条第 8 号の規定により、昭島市教育委員会から昭島市文化財保護審議会に諮問した登録文化財制度の創設について、登録文化財制度は、所有者等による文化財の自主的な保護を促すもので、文化財保護施策として登録文化財制度の創設が妥当であると、別紙のとおり答申があった。この答申を受け、登録文化財制度の創設について検討を進める。

別紙

令和7年8月4日

昭島市教育委員会 殿

昭島市文化財保護審議会

会長 白川 宗昭



登録文化財制度の創設に関する諮問について(答申)

令和7年5月30日付け昭教生ア第060004号により諮問のあった登録文化財制度の創設に関する諮問について、昭島市文化財保護審議会において審議した結果、文化財保護の施策として登録文化財制度の創設が妥当であると、答申します。

登録文化財制度は、その所有者等に対する比較的緩やかな規制を前提とした保護措置を講じるものであり、所有者等による文化財の自主的な保護を促すものです。

登録文化財制度の創設により、指定文化財制度を補完し、昭島市の多くの貴重な文化財を保護し、次世代へ保存・継承していく体制が強化されることを期待します。

